

ひょうごフィールドパビリオンロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 ひょうごフィールドパビリオンの公式ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）については、兵庫県への誘客を促進するため、ひょうごフィールドパビリオンを広報することを目的として使用するものとする。また、使用する場合の取扱いについては、この規程に定めるところによる。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、「別紙」によるものとする。

(使用の条件)

第3条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「別紙」に定められた色、形、書体、縦横比等を変更しないこと。
- (2) ひょうごフィールドパビリオンのイメージを損なう使用、展開及び応用をしないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援しない、かつ、公認しているような誤解を与えないこと。
- (5) ひょうごフィールドパビリオンに認定されていない団体についてロゴマークを使用することで、当該団体が認定されているような誤解を与える表示をしないこと。
- (6) その他、兵庫県がロゴマークの使用について不適当と認めることがないこと。

(ロゴマークの事前使用報告)

第4条 営利目的でロゴマークを使用しようとする者は、ひょうごフィールドパビリオン公式ロゴマーク使用事前報告書（以下、「報告書」という。）を兵庫県に提出することで使用できる。非営利目的でロゴマークを使用しようとする者については、報告書の提出は不要とする。

(使用状況の是正)

第5条 兵庫県は、ロゴマークの使用がこの規程の内容に違反していると認められているときは、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は使用物件等の回収等の措置を請求された場合、請求された日から使用することはできないものとする。

2 兵庫県は、前項の規定による使用物件等の回収等の措置により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 兵庫県は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(損失補償等の責任)

第6条 兵庫県は、ロゴマーク使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、兵庫県に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により兵庫県に損害を与えた場合

は、これによって生じた損害を兵庫県に賠償すること

(情報公開)

第7条 兵庫県は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、兵庫県企画部万博推進局万博推進課が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

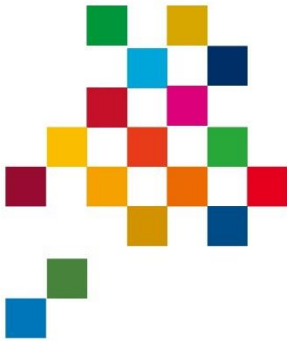
(施行期日)

附則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

別紙（第2条関係）

①

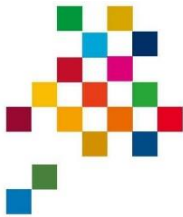


②



ひょうごフィールドパビリオン

③



ひょうごフィールドパビリオン

Our Field, Our SDGs
私たちのフィールド、私たちのSDGs

④

Our Field, Our SDGs
私たちのフィールド、私たちのSDGs